

※ここに記載された情報は令和6年1月9日時点のもので、その後、変更が生じる可能性があります。

再建までの流れ（例）

自宅などの被害状況を
写真・動画を撮影して
記録

安全優先
無理をせず

不明なら自然災害等
損保契約照会センター等
に連絡を

加入している火災保険・
共済に連絡

り災証明書を
市町村役場に申請する

支援制度の
出発点！

自宅の片付け等を
ボランティアセンターに
相談する

り災証明書を手入手して
生活再建の方法を
焦らずじっくり検討する

り災証明書を申請しよう

り災証明書は、役所に申請すると、被害調査の上で、全壊・大規模半壊などと判定され交付される住宅被害の証明書です。多くの支援制度が、り災証明書と結びついているため、り災証明書の申請は再建のスタートになります。最初の判定に疑問があれば、再調査や二次調査も可能なので、発行した自治体に相談してください。

全壊

大規模
半壊

中規模
半壊

半壊

準
半壊

一部
損壊

使える支援制度を見つけよう

日本には、数えきれないほどの支援制度があります。どんな制度があり、どれを利用できるか確認しながら、生活再建の方法を検討していきましょう。

住まいの支援



お金の支援



借入れの支援



詳しくは、「被災者支援情報サポートページ(ひさぽ)」の中の「被災者支援チェックリスト」で確認いただけます。裏面もご参照ください。

修理等は焦らずに

- 自宅の修理に応急修理制度が使えることがあります。利用前に自治体に相談が必要です！
- 応急修理制度を利用すると、修理後、仮設住宅等に入居できなくなる場合があります。どの制度を利用するかよく検討しましょう。
- 過去の大災害では、高額な修理料金を支払った、料金を支払ったが業者と連絡が取れなくなった等の災害に便乗した悪質商法被害が報告されています。契約は慎重に！

ひとりで悩まず、周りの人や専門家に相談を！

支援制度を知るためのツール

● ひさぽ（被災者支援情報サポートページ）

被災者支援カード、被災者支援チェックリストなど
<http://naganokai.com/hisapo/>



● 富山県 令和6年能登半島地震による被災者支援パッケージ

https://www.pref.toyama.jp/1900/bousaianzen/ното_jishin_shien.html



● 富山県弁護士会

弁護士会ニュース、無料相談会のお知らせなど

<https://tomiben.jp/>



無料電話相談
実施中

富山県弁護士会 076-421-4811

（受付：平日 午前10時～午後4時）

※ 受付後、担当弁護士より折り返しご連絡差し上げます。

代表的な支援制度を知っておこう

日本には、数えきれないほどの支援制度があります。
詳しくは、「[ひさぼ](#)」の中の「[被災者支援チェックリスト](#)」で確認いただけますが、まずは、代表的な支援制度だけでもいくつかカード形式で確認しておきましょう。

Q1

壊れた建物の
解体費用や撤去費用の支援
は何かありませんか？



公費解体



原則全壊建物が対象。
特定非常災害等なら
半壊以上の家屋や
一部事業所も無料で
解体・撤去

- 主に全壊した住宅等の**解体・撤去**が**公費負担**になる制度
- 災害や自治体によっては半壊以上に対象が拡大されることも
- 申請締切にも注意

Q2

自宅を修理する
場合の補助や支援
はありますか？



応急修理制度



半壊以上
70万6000万円
準半壊
34万3000円

- 準半壊以上の人が対象
- 必ず**修理前**に自治体に相談して下さい
- **仮設住宅との併用禁止**にも注意

Q3

災害で収入が減り、**ローン支払い**
が**困難**になったときの支援は？



被災ローン減免制度



住宅、事業、教育
などの個人ローンの
減額・免除

- **ブラックリストに載らず**、ローンの**減額・免除**が可能
- **無料**で**手続支援**を受けられる
- **財産も手元に(一部)残す**ことが可能

Q4

修理、建替、
住宅購入など
被災後の再建の費用を
借りられる制度は？



災害復興住宅融資 (建設・購入・補修)



建設・購入資金は
半壊、補修は一部
損壊以上が条件

- **住宅金融支援機構**(旧住宅金融公庫)に相談を
- 60歳以上なら**高齢者向け返済特例**も。ポイントは↓
 - 毎月の返済は利息のみ。抵当権設定が必要です。
 - 元金は死亡時に、相続人の一括返済か、不動産の売却代金等で支払う。債務が残っても相続人に支払義務は生じない。

Q5

損害を受けた被災者に対して**所得税や住民税を軽減**する制度はありますか？



雑損控除 (災害減免法)



建物・家財・車・墓地などの被害や災害による支出で税金が減免される

- **医療費控除**の制度と類似した制度です
- 保険でカバーされない損害分が所得から控除されます
- **確定申告**が必要です

各制度には、災害の種類、お住まいの自治体、所得などにより使えないものもありますし、発表が遅いものもあります。
常に情報をチェックして、わからないときは自治体に相談を。

無料電話相談も
ご活用ください！